

新	旧	備考
<p data-bbox="378 193 678 225">前払輸入保険手続細則</p> <p data-bbox="490 272 972 341">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00031 沿革 (略)</p> <p data-bbox="656 352 972 379"><u>平成27年11月16日 一部改正</u></p> <p data-bbox="80 427 972 536">前払輸入保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p data-bbox="98 584 181 611">(内諾)</p> <p data-bbox="80 624 972 732"><b>第 1 条</b> 前払輸入保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00060）によるものとする。</p> <p data-bbox="98 743 210 770">(申込み)</p> <p data-bbox="80 783 972 1278"><b>第 2 条</b> 前払輸入保険の申込みをしようとする者は、前払輸入契約締結後、第 1 回目の前払を行う前日（前払輸入契約締結時又は当該前払輸入契約締結直後に前払を行う場合にあつては、当該前払輸入契約締結後 1 月以内。ただし、船積予定日以前であること。）までに、別紙様式第 1 による前払輸入保険新規申込書に前払輸入契約を証する書類及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00061）に規定するスクリーニングフォーム（ただし、ユーザンス（<u>前払輸入保険の引受方針について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00077）</u>）3 に規定するものをいう。）が 2 年以上の案件に限る。）を添付し、<u>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）</u>の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表 1 に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p data-bbox="80 1326 972 1469">2 約款第 16 条の 2 に基づく誓約は、前項の申込みにあつて、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第 22 による不正競争防止法に係る誓約書を本店に提出することにより行うものとする。</p>	<p data-bbox="1292 193 1592 225">前払輸入保険手続細則</p> <p data-bbox="1404 272 1886 341">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00031 沿革 (略)</p> <p data-bbox="996 427 1888 536">前払輸入保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p data-bbox="1014 584 1097 611">(内諾)</p> <p data-bbox="996 624 1888 732"><b>第 1 条</b> 前払輸入保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、<u>「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」</u>（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00060）によるものとする。</p> <p data-bbox="1014 743 1126 770">(申込み)</p> <p data-bbox="996 783 1888 1318"><b>第 2 条</b> 前払輸入保険の申込みをしようとする者は、前払輸入契約締結後、第 1 回目の前払を行う前日（前払輸入契約締結時又は当該輸入契約締結直後に前払を行う場合にあつては、当該契約締結後 1 月以内。ただし、船積予定日以前であること。）までに、別紙様式第 1 による前払輸入保険新規申込書（OCR シート <u>2 4 0 0</u>。保険期間が 2 以上になる場合は別紙様式第 2 による前払輸入保険新規申込書（別表）OCR シート <u>2 4 0 1</u> を添付。）に前払輸入契約を証する書類及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00061）に規定するスクリーニングフォーム（ただし、ユーザンス（<u>前払予定日、実際の前払日又は保険契約締結日のうち、最も遅い日から前払金の返還期限までの期間</u>）が 2 年以上の案件に限る。）を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表 1 に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p data-bbox="996 1326 1888 1469">2 約款第 16 条の 2 に基づく誓約は、前項の申込みにあつて、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第 22 による不正競争防止法に係る誓約書を<u>日本貿易保険</u>に提出することにより行うものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>(前払輸入契約の内容の変更)</p> <p><b>第3条</b> 被保険者が、約款第18条の規定に基づき、通知を要する「重大な変更」とは次の各号のいずれかに該当するものとし、その変更の通知をしようとするときは、別紙様式第1による前払輸入保険変更申請書(以下「変更申請書」という。)に当該変更を証する書類を添付し、当該変更が生じた日から起算して1月以内かつ保険期間内に本店に提出するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前払金額の<u>5%</u>以上の増額</p> <p>五 (略)</p> <p><u>2 被保険者が、前払輸入契約に関し内容変更等(重大な変更を除く。)を行った場合であって、保険契約の変更を希望するときは、変更申請書に当該変更を証する書類を添付し、当該変更が生じた日から起算して1月以内かつ保険期間内に本店に提出するものとする。</u></p> <p>(保険金額の減額請求)</p> <p><b>第4条</b> 保険契約者は、約款第20条第3項の規定に基づき、保険金額の減額を請求しようとするときは、変更申請書に保険金額の減額を証する書類を添付し、当該減額を行った日から起算して1月以内かつ保険責任期間内に本店に提出するものとする。</p> <p>(保険契約の訂正等)</p> <p><b>第5条</b> 保険契約者は、保険契約の申込書又は変更申請書記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第2による前払輸入保険訂正承認申請書により<u>保険期間内に本店に遅滞なく通知するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</u></p> <p><b>第6条～第12条</b> (略)</p> <p>(保険金受取人の指定等の通知)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 被保険者は、約款第21条第2項の規定に基づき<u>保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)</u>に別紙様式</p>	<p>(前払輸入契約の内容の変更)</p> <p><b>第3条</b> 被保険者が、約款第18条の規定に基づき、通知を要する「重大な変更」とは次の各号のいずれかに該当するものとし、その変更の通知をしようとするときは、別紙様式第1による前払輸入保険変更申請書(以下「変更申請書」という。)に当該変更を証する書類を添付し、当該変更が生じた日から起算して1月以内かつ<u>保険責任</u>期間内に本店に提出するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前払金額の5<u>パーセント</u>以上の増額</p> <p>五 (略)</p> <p>(保険金額の減額請求)</p> <p><b>第4条</b> 保険契約者は、約款第20条第3項の規定に基づき、保険金額の減額を請求しようとするときは、<u>別紙様式第1による前払輸入保険変更申請書</u>に保険金額の減額を証する書類を添付し、当該減額を行った日から起算して1月以内かつ保険責任期間内に本店に提出するものとする。</p> <p>(保険契約の訂正等)</p> <p><b>第5条</b> 保険契約者は、保険契約の申込書又は変更申請書記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第1による前払輸入保険<u>修正申請書</u>により本店に遅滞なく通知するものとする。</p> <p><b>第6条～第12条</b> (略)</p> <p>(保険金受取人の指定等の通知)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 被保険者は、約款第21条第2項の規定に基づき保険受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)に別紙様式</p>	

新	旧	備考
<p>式第 10 による前払輸入保険保険金受取人指定等通知書に当該指定等を証する書類の写し及び保険証券の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p><b>第 14 条 (略)</b> (保険金の支払の請求)</p> <p><b>第 15 条</b> 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「<u>保険金請求人</u>」という。)は、約款第 22 条の規定に基づき別紙様式第 12 による前払輸入保険保険金請求書に<u>別表 3</u>に掲げる書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>第 10 による前払輸入保険保険金受取人指定等通知書に、<u>当該指定等の内容を収録した OCR シート (2400)</u>、<u>当該指定等を証する書類の写し及び保険証券の写しを添付し、本店に提出するものとする。</u></p> <p><b>第 14 条 (略)</b> (保険金の支払の請求)</p> <p><b>第 15 条</b> 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 22 条の規定に基づき別紙様式第 12 による前払輸入保険保険金請求書に<u>次に掲げる書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、第四号、第五号(2)及び(3)、第六号の 2 (1)並びに 2 (2)②及び③の書類の提出を要しない。</u></p> <p>一 <u>保険金請求経緯書</u></p> <p>(1) <u>請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、別紙様式第 13 による保険金請求経緯書</u></p> <p>(2) <u>請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意</u></p> <p>① <u>保険金請求に至る経緯</u></p> <p>② <u>支払人との取引の状況 (保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)</u>  <u>なお、取引の状況については、本保険金請求に係る前払日前 6 月間の輸入日、輸入金額、返還日、返還金額、前払日を含む一覧表 (様式任意) を添付のこと。</u></p> <p>③ <u>輸出者、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況</u></p> <p>④ <u>前払輸入契約の履行に関し、輸出者等が行っているクレーム (契約義務不履行等) の有無及び被保険者の対応状況</u></p> <p>⑤ <u>今後の回収見通し</u></p> <p>⑥ <u>延滞利息の請求の有無 (請求していない場合はその理由を記載)</u></p> <p>二 <u>質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p> <p>三 <u>前払輸入契約書の写し</u></p>	

新	旧	備考
<p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p><b>第 16 条</b> <u>保険金請求人</u>は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 14 による前払輸入保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>(返還期限前の請求)</p> <p><b>第 17 条</b> 被保険者は、約款第 24 条の規定に基づき、日本貿易保険の確認を受けようとするときは、別紙様式第 15 による前払輸入保険損失発生確認申請書に約款第 3 条各号のいずれかに該当する事由の発生により返還期限までに前払金を回収することが<u>できない</u>ことが確実であることを証する書類に説明書類を添付し、本店に提出するも</p>	<p>四 <u>保険証券の写し（内容変更がある場合は、当該内容変更承認書の写しを含む。質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</u></p> <p>五 <u>損失計算の基礎となるべき証拠書類の写し</u></p> <p>(1) <u>送金証明書（送金銀行が発行したもの）</u></p> <p>(2) <u>未決済額が確認できる書類</u></p> <p>(3) <u>一部入金がある場合には、入金が確認できる書類</u></p> <p>六 <u>保険事故を証する書類</u></p> <p>1 <u>非常危険の場合</u></p> <p>(1) <u>ローカル・ペイメント若しくはローカル・デポジットの証明又は外貨割当申請書</u></p> <p>(2) <u>その他非常危険事故の発生を証する書類</u></p> <p>2 <u>信用危険の場合</u></p> <p>(1) <u>輸出者の契約不履行を証する書類</u></p> <p>① <u>輸出者の債務を確認できる書類</u></p> <p>② <u>事故発生直後の輸出者の信用調査レポートの写し</u></p> <p>③ <u>輸入者から輸出者への督促状の写し</u></p> <p>④ <u>契約不履行に関する輸出者、輸入者間の往復文書の写し</u></p> <p>(2) <u>輸出者の前払金返還遅滞を確認できる書類</u></p> <p>① <u>輸入者から輸出者への前払金返還請求書の写し</u></p> <p>② <u>取立を依頼した場合は取立機関のレポート</u></p> <p>③ <u>裁判所に提訴した場合には提訴状の写し</u></p> <p>七 <u>その他参考となるべき書類</u></p> <p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p><b>第 16 条</b> <u>保険金の請求者</u>は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 14 による前払輸入保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>(返還期限前の請求)</p> <p><b>第 17 条</b> 被保険者は、約款第 24 条の規定に基づき、日本貿易保険の確認を受けようとするときは、別紙様式第 15 による前払輸入保険損失発生確認申請書に約款第 3 条各号のいずれかに該当する事由の発生により返還期限までに前払金を回収することが<u>出来ない</u>ことが確実であることを証する書類に説明書類を添付し、本店に提出するも</p>	

新	旧	備考																								
<p>のとする。 2 (略) (回収義務の終了認定) 第18条～第23条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>	<p>のとする。 2 (略) (回収義務の終了認定) 第18条～第23条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>																									
<p><b>別表 1</b></p> <p>提出先は、本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="85 619 947 895"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>前払輸入保険新規申込書・<u>変更申請書</u></td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前払輸入保険<u>訂正承認申請書</u> (以下 略)</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>前払輸入保険保険金請求経緯書 (以下 略)</td> <td>1(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>その他、本店が提出を指示した資料及び部数による。</u></p> <p>注：(略)</p>	様式番号	提出書類	提出部数	1	前払輸入保険新規申込書・ <u>変更申請書</u>	1(1)	2	前払輸入保険 <u>訂正承認申請書</u> (以下 略)	1(1)	13	前払輸入保険保険金請求経緯書 (以下 略)	1(1)	<p><b>別表 1</b></p> <p>提出先は、<u>保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1003 619 1888 935"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>前払輸入保険新規申込書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前払輸入保険<u>新規申込書 (別表)</u> (以下 略)</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>前払輸入保険保険金請求経緯書 (<u>保険金請求額が300万円以下の案件</u>) (以下 略)</td> <td>1(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u></p> <p>注：(略)</p>	様式番号	提出書類	提出部数	1	前払輸入保険新規申込書	1(1)	2	前払輸入保険 <u>新規申込書 (別表)</u> (以下 略)	1(1)	13	前払輸入保険保険金請求経緯書 ( <u>保険金請求額が300万円以下の案件</u> ) (以下 略)	1(1)	
様式番号	提出書類	提出部数																								
1	前払輸入保険新規申込書・ <u>変更申請書</u>	1(1)																								
2	前払輸入保険 <u>訂正承認申請書</u> (以下 略)	1(1)																								
13	前払輸入保険保険金請求経緯書 (以下 略)	1(1)																								
様式番号	提出書類	提出部数																								
1	前払輸入保険新規申込書	1(1)																								
2	前払輸入保険 <u>新規申込書 (別表)</u> (以下 略)	1(1)																								
13	前払輸入保険保険金請求経緯書 ( <u>保険金請求額が300万円以下の案件</u> ) (以下 略)	1(1)																								
<p><b>別表 2 (略)</b></p>	<p><b>別表 2 (略)</b></p>																									
<p><b>別表 3</b></p> <p><u>約款第2条のてん補危険の場合の提出書類</u></p> <table border="1" data-bbox="114 1251 943 1447"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 保険金請求書</u></td> <td><u>証券番号・前払金の返還の期限毎に作成</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. 保険金請求経緯書</u></td> <td><u>別紙様式第13による保険金請求経緯書</u></td> </tr> <tr> <td><u>3. 過去の取引状</u></td> <td><u>保険金請求に係る前払日前6月間に前払金</u></td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	備考	<u>1. 保険金請求書</u>	<u>証券番号・前払金の返還の期限毎に作成</u>	<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式第13による保険金請求経緯書</u>	<u>3. 過去の取引状</u>	<u>保険金請求に係る前払日前6月間に前払金</u>	<p>(新設)</p>																	
提出書類	備考																									
<u>1. 保険金請求書</u>	<u>証券番号・前払金の返還の期限毎に作成</u>																									
<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式第13による保険金請求経緯書</u>																									
<u>3. 過去の取引状</u>	<u>保険金請求に係る前払日前6月間に前払金</u>																									

新		旧	備考
<u>況確認書</u>	<u>の返還の期限が到来した取引がある場合は、6月間の輸入日、輸入金額、返還日、返還金額、前払日、前払返還期限を含む一覧表（様式任意）</u>		
<u>4. 保険事故を証する書類</u>	<p>(1) <u>非常危険の場合</u></p> <p>① <u>ローカル・ペイメント若しくはローカル・デポジットの証明又は外貨割当申請書</u></p> <p>② <u>その他非常危険事故の発生を証する書類</u></p> <p>(2) <u>信用危険の場合</u></p> <p>① <u>輸出者の契約不履行を証する書類</u></p> <p>(イ) <u>輸出者の債務を確認できる書類</u></p> <p>(ロ) <u>事故発生直後の輸出者の信用調査レポートの写し</u></p> <p>(ハ) <u>輸入者から輸出者への督促状の写し</u></p> <p>(ニ) <u>契約不履行に関する輸出者、輸入者間の往復文書の写し</u></p> <p>② <u>輸出者の前払金返還遅滞を確認できる書類</u></p> <p>(イ) <u>輸入者から輸出者への前払金返還請求書の写し</u></p> <p>(ロ) <u>取立を依頼した場合は取立機関のレポート</u></p> <p>(ハ) <u>裁判所に提訴した場合には提訴状の写し</u></p>		
<u>5. 前払輸入契約書の写し</u>	<u>(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の前払輸入契約の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</u>		

新		旧	備考
	<p><u>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</u></p> <p><u>(3) 保険契約締結後に前払輸入契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</u></p>		
<u>6. 保険証券</u>	<p><u>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券</u></p> <p><u>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本</u></p>		
<u>7. 損失計算の基礎となるべき証拠書類の写し</u>	<p><u>(1) 送金証明書（送金銀行が発行したもの）</u></p> <p><u>(2) 未返還金額が確認できる書類</u></p> <p><u>(3) 一部入金がある場合には、入金が確認できる書類</u></p>		
<u>8. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	<p><u>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合（様式任意）</u></p> <p><u>（証券番号、前払輸入契約締結日、前払金返還期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保者の代表者の捺印押印が必要）</u></p>		
<u>9. その他参考となるべき書類</u>			
<p><u>注：ただし、上記提出書類は本店が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。</u></p>			